

# 令和3年度契約野菜収入確保モデル事業

## (後期)の事業者を募集します

～野菜の契約取引に取り組む生産者と中間業者の皆様へ～

### 1. 事業について

- ◎国産野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、契約取引に伴う生産者・中間事業者が負う豊凶リスクを軽減します。
- ◎令和3年度は、同一契約における価格高騰時の出荷促進タイプと低落時対策の出荷調整タイプの同時申し込みが可能になりました。指定産地外の指定野菜も対象です。
- ◎書面による契約取引（口頭契約の場合は契約内容確認書）が対象です。



#### 公募期間

令和3年7月14日(水)～8月27日(金) 正午必着

※後期募集は、対象出荷期間が、令和3年11月から令和4年3月に開始する申込区分です。

### 2. 事業タイプ

#### ◎出荷調整タイプ

(生産者等向け、価格低落時対策)

生産者が、不作等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に減収分の一部を補てんします。

#### ◎出荷促進タイプ

(生産者等向け、価格高騰時対策)

価格が高騰した際に、生産者が契約数量を守って出荷をした場合に市場価格との差の一部を補てんします。

#### ◎数量確保タイプ

(中間事業者向け、価格高騰時対策)

中間事業者が、不作等による価格高騰時に生産者からの仕入が減少した際、実需者との契約数量確保のために市場等から調達を行った場合に、掛増し分の一部を補てんします。

### 3. 対象品目

※指定産地外も対象です。

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス(指定野菜14品目)

### 4. 対象事業者

◎出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

・生産者、生産者を構成員とし販売委託を受ける生産出荷団体

◎数量確保タイプ

・実需者と契約取引する中間事業者(流通業者、加工業者、商社等)

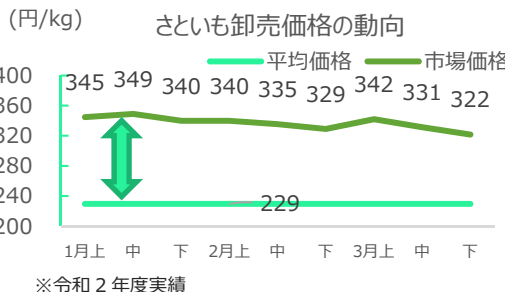
例えば、さといもの市場価格が4～5割高騰した場合

出荷促進タイプ

品目：さといも  
申込数量：30トン  
対象出荷期間：1月～3月



交付金交付額：93万円



※詳しくはホームページの公募要領をご覧ください URL: [https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03\\_000105.html](https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000105.html)

<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部 契約取引推進課  
相場・長島 tel: 03-3583-9818



# (参考)

同一契約に対し、2タイプ申し込みできるようになりました！

## 契約野菜収入確保モデル事業の同時申込みの例

品 目：さといも 出荷期間：1 / 1～3 / 3 1  
生産数量：39トン（うち、契約数量30トン、余裕作付分9トン）  
作付面積：270a



### ① 高騰時対策をしっかりと 出荷促進タイプの比重を多めに、出荷調整タイプを同時申込み

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 30トン  
出荷調整タイプ（低落時対策）を 9トン で申込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：30トン×（積立単価）160.64円/kg×生産者負担分1/2 = 240.9万円
- ・出荷調整タイプ：9トン×（積立単価）91.80円/kg×生産者負担分1/2 = 41.3万円

同時申込の場合の積立金額は、高い方の **240.9万円** となります！

※出荷促進タイプの積立単価は3段階（平均価格の200%、180%、150%）で選択できます。ここでは最大の200%（160.64円/kg）を選択  
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

### ② 低落時対策をしっかりと 出荷調整タイプをしっかりと、同時に出荷促進を積立範囲内で

出荷調整タイプ（低落時対策）を 9トン  
出荷促進タイプ（高騰時対策）を 18トン で申込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷調整タイプ：9トン×（積立単価）91.8円/kg×生産者負担分1/2 = 41.3万円
- ・出荷促進タイプ：18トン×（積立単価）45.9円/kg×生産者負担分1/2 = 41.3万円

同時申込の場合の積立金額は、高い方の **41.3万円** となります！

※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%  
※出荷促進タイプ積立単価は150%（45.9円/kg）を選択

### ③ 少ない積立金でしっかりと 出荷促進・出荷調整タイプに同時申込み

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 30トン  
出荷調整タイプ（低落時対策）を 9トン で申込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：30トン×（積立単価）45.9円/kg×生産者負担分1/2 = 68.8万円
- ・出荷調整タイプ：9トン×（積立単価）91.8円/kg×生産者負担分1/2 = 41.3万円

同時申込の場合の積立金額は、高い方の **68.8万円** となります！

※出荷促進タイプ積立単価は150%（45.9円/kg）を選択  
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

## IV 契約野菜収入確保モデル事業

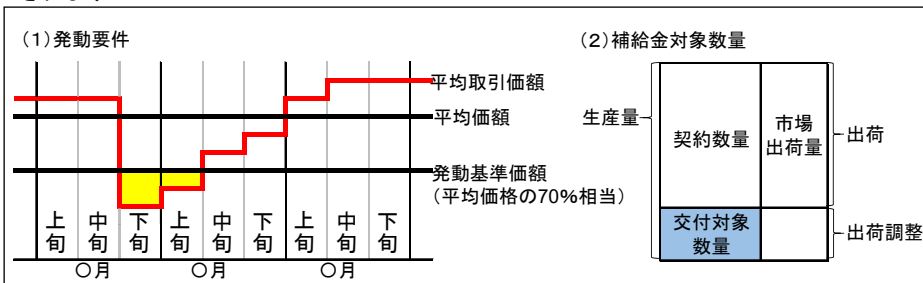
### 1 加入できる野菜

- ✓ 加入できる野菜は、「指定野菜」(14品目)で、指定産地以外の地域で生産されたものも対象です
- ✓ 数量確保タイプは、卸売業者、商社等の中間事業者が対象です
- ✓ 対象となる契約取引は、出荷者と実需者等の書面契約による契約取引です
- ✓ 野菜の種別・出荷期間ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます
- ✓ 同一契約・積立金で出荷調整と出荷促進タイプの同時申込みができます

### 2 補てん内容

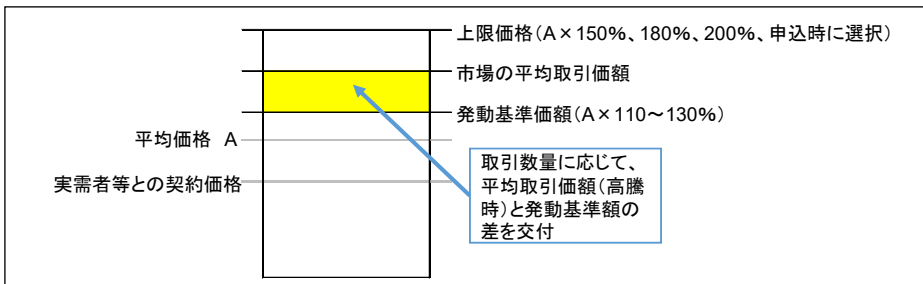
#### (1) 出荷調整タイプ(生産者が対象)

定量供給契約を締結した生産者が契約数量を確保するために余裕のある作付けを行い、平均販売価額が過去6年の平均価格の7割(発動基準価額)を下回り出荷調整を行った場合に、資金造成単価又は契約価額の4割のいずれか低い額が交付されます



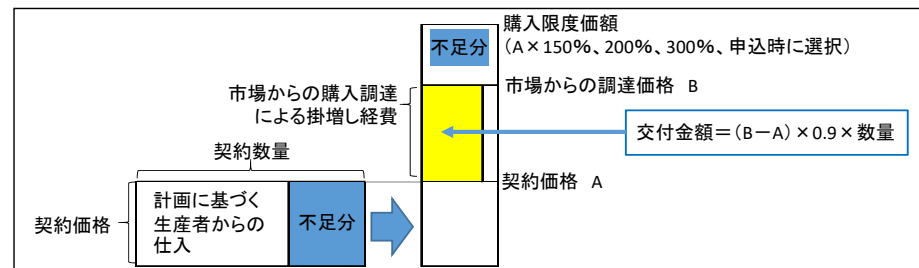
#### (2) 出荷促進タイプ(生産者が対象)

定量供給契約を締結した生産者が、不作等により市場の取引価格が発動基準額を上回った場合に、契約数量を守って野菜を出荷したとき、出荷数量に応じて市場の平均取引価額と発動基準額の差の一部が交付されます



### (3) 数量確保タイプ(中間事業者が対象)

実需者等と定量供給契約を締結した中間事業者が、不作等により市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格の差額(=掛増し経費)の一部が交付されます



### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、国50%、生産者・中間事業者50%です
- ✓ 生産者の積立金(負担金)は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 毎年度、機構が1月(出荷期間が4~10月に開始)と7月(出荷期間が11月~翌3月に開始)の2回公募により募集します

### 5 事業の活用例(出荷促進タイプ)

品目: 春はくさい 出荷契約数量: 343トン(作付面積4.5ha) 出荷期間: 4~6月

